

福岡市放課後児童クラブ よくあるご質問

I 入会についてのご質問

No.	ご質問	回答
1	入会申込はどこで、いつまでに行えばよいですか。	放課後児童クラブのすべての手続きは、入会先の放課後児童クラブで受け付けます。 4月1日からの利用を希望する場合は、1月末までに申し込んでください。また、年度の途中からの利用をご希望の場合は、入会希望日の前の月の20日までに申し込んでください。
2	申込期限までに申請が間に合わなかった場合、どうすればよいですか。	原則として期限を過ぎての申請を受け付けることはできませんが、各児童クラブの運営状況によっては受付ができる場合がありますので、各児童クラブにお問い合わせください。
3	就労証明書の提出が遅れる場合は、入会後に提出すればよいですか。	就労中の方がいるご家庭の児童が入会できるか否かを就労証明書によって確認しますので、 入会申込書と同時に就労証明書を提出しなければ、入会できません。 なお、就労証明書は、Excelファイルに証明者（雇用主）が入力したものを印刷して提出することも可能です。
4	保護者等が何時まで就労していたら、入会できるのでしょうか。	A 授業が終了する時刻（※） + 児童が家まで帰る時間 B 同居者で一番早い人の就業終了時刻 + その人が家まで帰る時間 「A」より「B」の方が遅い日が、月に15日以上あり、その状態が6か月以上継続する見込みであれば、入会できます。 ※「授業が終了する時刻」は学校毎、学年毎に異なりますので、放課後児童クラブまでお問い合わせください。したがって、学年が上がるにつれて「授業が終了する時刻」は遅くなりますので、同じ就労時間であっても前の年度は利用できたのに次の年度は利用できないことや、きょうだい内の学年が下の児童は利用できるものの学年が上の児童は利用できないことがあります。 なお、上記の要件を満たしているかは就労証明書等で審査します。
5	各児童クラブの定員は何人ですか。	今のところ定員はありません。 入会のための条件を満たした児童は全員入会できています。
6	早く申し込んだ方が、優先的に利用できるのですか。	各児童クラブに入会人数や延長・土曜日利用の定員は今のところありませんので、申請された順番によって入会や延長利用等ができたりできなかったりすることはありません。（入会できるかや、延長利用等が利用できるかは、就労証明書等の審査結果に依ります。） ただし、期日を過ぎてからの申込の場合、ご希望の日からの利用ができない可能性がありますので、期日（入会等を希望する日の前の月の20日まで。4月1日からの利用の場合は1月末）までの申込をお願いします。
7	引越してくるのですが、どのタイミングで手続きすればよいですか。	転居届を区役所等に提出するまでは入会申込ができませんので、転居後に速やかに放課後児童クラブに入会申込書を提出してください。 申込期限は、4月からの利用希望の場合は1月末、その他の月からの利用希望の場合は前の月の20日までですが、期限以降に転居する場合は事前に電話連絡があれば期限を過ぎても受け付けますので、間に合わない場合は必ず入会予定の放課後児童クラブに電話をお願いします。 また、就労証明書等の入会理由確認書類に不備があると差し戻しすることがありますが、その場合、証明者（事業所の方）が訂正・加筆等する必要があることがほとんどです。証明者によって訂正・加筆された就労証明書の提出が無い限りは放課後児童クラブを利用し始めることができませんので、希望する日から利用するために、不明な点はあらかじめ放課後児童クラブにお問い合わせください。（放課後児童クラブの電話番号は、「入会のご案内」23ページに掲載しています。）
8	就労開始前でも、就労証明書の提出が必要ですか。	必要です。就労予定ということで就労証明書を証明者（雇用主）に書いてもらい、提出してください。
9	求職活動中ですが、放課後児童クラブを利用できますか。	入会の要件が確認できないため、入会できません。
10	まだ働き始めていませんが、入会申込はできますか。	就労開始前の場合は、予定ということで就労証明書（就労予定証明書）を雇用主が記入すれば、就労開始日以降を入会日とする入会申込を行うことが可能です。 ただし、この場合 就労開始日以降速やかに就労証明書を提出する必要があります。
11	祖父母や叔父叔母等と同居している場合、祖父母の就労証明書等の提出も必要ですか。	保護者と、児童と同居する15歳以上65歳未満の方（中学生・高校生を除く）の分の就労証明書等が必要ですので、祖父母や叔父叔母等が65歳未満の場合は、就労証明書等の提出が必要です。（65歳以上の方の分は不要。）

福岡市放課後児童クラブ よくあるご質問

12	<p>新年度1年生ですが、入学式前の4月1日から利用することはできますか。</p>	<p>可能です。ただし、入学式当日までは利用時間に関わらず、原則として保護者の送迎が必要です。</p>
13	<p>児童が学校にいる時間だけ就労しているので学期中は利用していませんが、夏休み中だけ入会することはできますか。</p>	<p>放課後児童クラブ事業は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、授業終了後の放課後の時間に保護者が就労等により不在であることが常態である家庭の児童を対象に、年間を通じたグループ活動等により遊びと生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立等を図る目的で実施しています。そのため、通年利用を基本としており、夏休み等の長期休業期間中であっても、基本的な入会要件は学期中と同様となります。</p>
14	<p>入会要件は満たしながらも入会していませんが、長期休業期間だけ放課後児童クラブを利用することはできますか。</p>	<p>原則として年間を通しての入会となりますが、ご事情によっては長期休業期間のみの入会も可能です。ただし、通常の入会の条件に該当する場合に限りです。</p>
15	<p>派遣社員で、1つの雇用契約の期間が6か月に満たないのですが、放課後児童クラブを利用することはできませんか。</p>	<p>1つの雇用契約の期間が6か月に満たない場合であっても、同じ雇用条件での契約更新が予定されている場合は、利用可能です。ただし、就労証明書の「雇用開始日（雇用期限）」の「更新がある場合」の欄で、更新の周期が記入されている場合に限りです。提出の前に雇用主の方が記入した就労証明書の確認をお願いします。</p>
16	<p>病気のため在宅していますが、放課後児童クラブを利用できますか。また、延長や土曜日の利用はできますか。</p>	<p>診断書を提出し、その内容が入会の条件に該当する場合は、在宅であっても入会できます。延長や土曜日の利用も可能です。 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、（介護認定ありの）介護保険被保険者証のいずれかを持っている場合は、それ等の写し（コピー）で診断書に替えることが可能です。</p>
17	<p>在宅勤務（リモートワーク）をしています。放課後児童クラブを利用できますか。</p>	<p>就労証明書を提出し、その内容が入会の条件に該当する場合は、在宅勤務（リモートワーク）の方も入会できます。 なお、フルリモートの方は、就労証明書の「勤務地までの通勤時間」は、「片道0時間0分」と記入してください。出社等と在宅勤務が混在する方は、出社時の通勤時間を記入してください。</p>
18	<p>育児休暇を取得していますが、放課後児童クラブを利用できますか。</p>	<p>出産休暇中であることを理由とした入会は可能ですが、育児休暇中であることは入会理由にならないため利用できません。</p>
19	<p>私立小学校に通学していますが、放課後児童クラブを利用できますか。</p>	<p>福岡市立小学校の児童に限らず、私立・国立の小学校の児童であっても、福岡市にお住まいの方は、お住まいの校区にある放課後児童クラブに入会することができます。福岡市外に住んでいる方は入会できません。</p>
20	<p>月によって勤務日数が違います。月に13日の時もあれば16日のときもありますが、入会できますか。</p>	<p>1月当たりの勤務日数が1年間で平均して月に15日以上あることを、就労証明書に明記されていれば入会できます。</p>
21	<p>シフト勤務で、週に2回程度午前中だけの勤務で、その他の3日は午後から夕方5時までの勤務です。放課後児童クラブを利用できますか。</p>	<p>A 授業が終了する時刻（※） + 児童が家まで帰る時間 B 同居者で一番早い人の就業終了時刻 + その人が家まで帰る時間</p> <p>「A」より「B」の方が遅い日が、月に15日以上あり、その状態が6か月以上継続する見込みであれば、入会できます。 ※「授業が終了する時刻」は学校毎、学年毎に異なりますので、放課後児童クラブまでお問い合わせください。</p> <p>この場合、午前中だけの勤務日数は入会の条件に該当しないため入会できません。</p>
22	<p>月の半分は夜勤があります。夜勤明けは家事のあと就寝するため、子どもをみることはできません。放課後児童クラブを利用できますか。</p>	<p>就労時間が放課後の時間でなかったとしても、夜勤明け等で放課後の時間帯に児童の適切な保護ができない日は、「1か月15日以上」という条件のうちの1日と数えます。例えば、9時に就労を終え10時に帰宅し、食事や家事を行って17時まで就寝する場合は、放課後の時間帯に児童の適切な保護ができないと考えます。入会申込受付の際に生活のリズムを確認させていただきますので、説明をお願いします。</p>
23	<p>就労を終えた後、下のきょうだいを保育園に迎えに行きます。この迎えの時間は入会できるかや延長利用できるかの審査で考慮されますか。</p>	<p>令和5年2月20日から、保育園等への迎えの時間を審査の際に考慮するようにしました。例えば、16時30分に就労を終え、帰宅に要する時間が20分であったとしても、保育園に迎えに行ってから放課後児童クラブに来ると50分かかるときは17時00分を超えていますので、18時までの延長利用の区分で申込することができます。入会申込や利用区分変更の審査の際に口頭で確認しますので、状況の説明をお願いします。</p>

福岡市放課後児童クラブ よくあるご質問

24	週に2回程度習い事をしているため、放課後児童クラブの利用は週に3回程度になります。毎日利用しなくても申し込みはできますか。	入会の条件を満たしていれば、毎日利用しなくても申し込みができます。習い事などで児童クラブを休む場合は事前にれんらく帳等で放課後児童クラブまで連絡してください。
25	入会申込は、毎年度必要ですか。	はい、必要です。年度の途中で退会しない場合の入会承諾期間はその年度の3月31日までとなるため、新しい年度でも入会を希望するときは新しい年度分の申込が必要です。
26	入会申込書の「学校長の証明」の欄は、学校に一度提出し、記載してもらったものを提出する必要があるのでしょうか。	放課後児童クラブが学校に在籍確認するための欄ですので、空欄のまま放課後児童クラブに提出してください。
27	普段、就労等はしていませんが、現在妊娠しています。放課後児童クラブを利用することはできますか。	出産月とその前後2か月の期間は、基本時間（平日17時まで）でのご利用が可能です。入院期間中は延長利用が可能な場合もありますので、放課後児童クラブへご相談ください。
28	家族の介護をしていますが、放課後児童クラブを利用することはできますか。	介護を理由とする場合、介護を要する方の介護保険被保険者証（介護保険証）の写し（コピー）と、「入会理由（就労・自営業以外）申告書」の提出が必要です。ただし、介護保険被保険者証の要介護状態区分等（要介護度）の欄は、「要支援1・2」「要介護1～5」であり、認定の有効期間内の申請である必要があります。要介護認定申請をしたことが無く要介護状態区分等（要介護度）が空欄の場合や、要介護認定申請を行ったが認定されなかった（「非該当」）場合は、介護保険被保険者証（介護保険証）の写しではなく、診断書の提出が必要です。
29	自営業の証明のための書類は、何を提出すればよいですか。	次に掲げるもののいずれかの写しを提出してください。 開業届 登記簿謄本（登記事項証明書） 営業許可通知書 納税証明書（その2） 青色申告決算書の控え 収支内訳書の控え 店舗（予定）地の賃貸借契約書等、他者との契約書 何らかの理由によりいずれも提出できない場合は、放課後児童クラブにご相談ください。 なお、法人化されている組織の代表職や役員の場合は、自営業・農漁業従事者等申告書ではなく、就労証明書で自身の従事を証明することができます。
30	納税証明書の写しは、どの種類のものを提出すればよいですか。	「自営業・農漁業従事者等申告書」で申告された事業による事業所得があることを審査しますので、「その2 所得金額用」を提出してください。 ※区役所で発行する住民税の納税証明書ではなく、税務署が発行する所得税の納税証明書の提出が必要です。
31	e-Tax（国税電子申告・納税システム）で確定申告した場合、何を提出すればよいですか。	e-Taxにログイン後、「メッセージボックス一覧」の「所得税及び復興特別所得税申告」を開き、「受信データ」>「帳票表示」をクリックして得られるPDFファイルを印刷して提出してください。
32	同居の祖母が、1月の入会申込日時点では64歳ですが、4月の利用開始日時点では65歳になります。この祖母の入会理由の証明は必要ですか。	利用開始日時点での状況を確認しますので、利用開始日に65歳の場合は、入会理由の証明は不要です。
33	入会申込は済ませましたが、入会しないことにします。どのような手続きが必要ですか。	入会希望日（入会申込書に記載した「入会希望日」）の前の日までに、放課後児童クラブに「入会取下届」を提出してください。入会希望日の前の日までに提出しなかった場合、たとえ放課後児童クラブを一日も利用しなかったとしても、その月の分の利用料がかかりますので注意してください。 なお、入会要件を満たしていれば、一度入会を取り下げたとしても年度の途中で入会することはできます。また、年度内であれば、取り下げた入会申込書に記載した「入会希望日」から次の入会希望日までの間が6か月以上でない場合、就労証明書等の再提出は不要です（就労状況等に変化がない場合に限りです）。

II 就労証明書についてのご質問

1	就労状況等は変わりませんが、前の年度は利用できていても、次の年度も利用できますか。	I-No.4のとおり、児童が家に帰る時刻と同居者で一番早い方が家に帰る時刻を比較して審査します。学年が上がることで児童が家に帰る時刻が遅くなり、同居者で一番早い方が家に帰る時刻を超えた場合は、利用できなくなることがあります。
---	-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

福岡市放課後児童クラブ よくあるご質問

2	就労期間に期日がある場合、期日が到来したら就労証明書を提出しなおす必要がありますか。	更新予定がある場合、就労証明書の「更新がある場合：更新時期○か月毎の更新有」の欄に記入があれば、再提出の必要はありません。 一方、証明日時点で更新の予定が無い場合は、期日が到来する前に新たな就労証明書を提出してください。（期日到来までに提出しない場合は、一度退会することになります。）
3	就労証明書は、本社が書く必要がありますか。	いいえ。支店や営業所等による証明でも問題ありません。
4	既定の就業終了時刻で仕事を終えたとしたら17時までに帰宅できますが、定常的に残業があります。延長時間帯の利用はできないでしょうか。	雇用主が就労証明書で残業の実態を証明すれば、延長時間帯の利用が可能です。「時間外勤務」の欄に記入してもらってください。
5	夫が単身赴任のため別居しています。就労証明書の提出は必要ですか。	単身赴任で住民票を異動している場合、就労証明書の提出は不要です。 一方、住民票を異動せずに単身赴任をしている場合は、就労証明書の提出が必要です。
6	入会のご案内にある、放課後児童クラブ専用の就労証明書ではなく、「大都市向け標準様式」の就労証明書を提出してもいいですか。また、下の子の保育園に提出する就労証明書をコピーして提出してもいいですか。	「大都市向け標準様式」を提出することは可能ですが、児童の学年や通勤時間など不足している項目があるため、項目を追加していただく必要があります。 また、就労証明書は原本の提出を原則としていますが、直近で保育所に就労証明書を提出する機会があり、内容にも変更がない場合に限っては、コピーの提出でも問題はありません。
7	掛け持ちで仕事をしている場合、すべての雇用主から就労証明書を取得する必要がありますか。	提出された全ての就労証明書で、入会条件(Q. I-4参照)を満たしているかを審査しますので、1枚の就労証明書では入会条件を満たしていない場合は、複数枚提出してください。（1枚の就労証明書で入会条件を満たしていることを確認できる場合は、1枚の提出で問題ありません。） また、延長利用や土曜日利用についても同様です。1枚の就労証明書で帰宅が17時/18時を超えることが証明できない場合や、土曜日に就労していることを証明できない場合は、それ等を証明する就労証明書を提出してください。

Ⅲ 利用中の手続き等についてのご質問

No.	ご質問	回答
1	延長や土曜日利用を申し込んだら、家に保護者等がいる時間も放課後児童クラブを利用する必要がありますか。	延長時間帯や土曜日利用の区分で利用している場合でも、早く帰宅したり土曜日の勤務が無くなったりして、同居の方が児童の適切な保護ができるときは、その時間は放課後児童クラブを利用せずに、自宅等で児童の保護を行ってください。 日によって家庭の状況がまちまちである場合は、れんらく帳や電話等で放課後児童クラブの支援員に日毎の予定（利用するかしないかや、利用時間等）を連絡してください。
2	毎日残業があるとも限らなかつたり、毎週土曜日勤務になるとも限りませんが、延長時間帯や土曜日の利用を申し込みできますか。	就労証明等により、児童が自宅に着く時刻までに同居人が誰も家にいない日が月に1日以上あることや、土曜日に同居人が誰も家にいない日が月に1日以上あること等が確認できた場合、延長時間帯や土曜日の利用区分を申し込むことが可能です。 ただし、自宅に同居人がいる日・時間は、自宅で児童の保護を行ってください。
3	利用区分（延長・土曜日利用の有無）の変更や退会をする場合、いつまでに書類の提出をすればいいですか。	変更や退会をする月の前の月の20日までに各児童クラブに提出してください。20日を過ぎて提出した場合、変更前および退会前の利用料が請求されることがあります。
4	延長時間帯に利用する場合はお迎えが必要だと聞きましたが、中学生のきょうだいがお迎えに行ってもいいですか。	延長時間帯や土曜日のお迎えは、成人(18歳以上)の方でなければできません。
5	しばらく利用を控えることにしましたが、どのような手続きが必要ですか。	休止の取り扱いはありませんので、退会の手続きが必要です。退会しない限りは利用料や会費を納めていただくことになりますので、ご注意ください。 なお、入会要件を満たしていれば、年度の途中でも再入会することはできます。また、年度内の再入会であれば、退会日から再入会日までの間が6か月以上でない場合、就労証明書等の再提出は不要です（就労状況等に変化がない場合に限りです）。
6	世帯の構成が変わりました。届けが必要ですか。	はい。入会の条件に該当するかあらためて確認しますので、各児童クラブまでお知らせください。必要な手続き等を案内いたします。
7	住所が変わりました。いつ変更届を提出すればいいですか。	転居後すみやかに提出をお願いいたします。 なお、変更届はオンライン申請が可能です。

福岡市放課後児童クラブ よくあるご質問

8	勤務時間が変わる場合、どのような手続きが必要ですか。	放課後児童クラブの利用を続けられるかや、現在の利用区分での利用を続けられるかを審査する必要があるため、勤務時間が変わる前にあらためて就労証明書を提出してください。
9	土曜日や長期休業期間等、朝から預けているときはお弁当が必要ですか。	はい、必要です。
10	月の途中で退会することになりました。利用料はひと月分払っているのに月末まで利用できますか。	放課後児童クラブは、入会の条件に該当する期間にのみ利用するため、条件に該当しなくなった時点で退会となります。月の途中からの入会や月の途中で退会となった場合であっても、利用料は日割り料金にはなりません。
11	転職することになりましたが、どのような手続きが必要ですか。	<p>前の就労を辞めた後、転職後の就労を始めるまでに日が空くのであれば、前の就労を辞めた日までに放課後児童クラブを退会し、転職後の就労を始める日以降に再入会してください。なお、前職の退職日まで連続して有給休暇を取得する場合、（退職日ではなく）最後の出勤日まで一度退会してください。</p> <p>一方、前の就労を辞めた後、転職後の就労を始めるまでに1日も日が空かない場合は、転職後の就労を始めるまでに転職先の就労予定証明書を提出すれば、放課後児童クラブの利用を継続することが可能です。</p> <p>また、いずれの場合においても、転職後の就労状況によっては、延長利用や土曜日利用ができなくなることがあります。</p>
12	就労していましたが、体調不良で休職し、在宅することになりました。会社に在籍している限りは、このまま利用を継続できますか。	<p>会社に在籍していても、勤務の実態がない場合は児童クラブを利用することができません。ただし、診断書を提出し、その内容が入会の条件に該当する場合は、在宅であっても利用を継続できます。</p> <p>なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、（介護認定ありの）介護保険被保険者証のいずれかを持っている場合は、それ等の写し（コピー）を診断書に代えることが可能です。</p>

IV 利用料についてのご質問

No.	ご質問	回答
1	利用料の振替口座を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。	新規の手続きと同様に、インターネットから登録することで変更ができます。（一部金融機関は窓口での申請に限ります。）振替口座の変更には最大で2か月程度かかる場合があります。それまでは現在の口座からの振替となりますので、前日までの入金をお願いします。（※「福岡市 放課後児童クラブ インターネット口座振替」等と検索）
2	口座振替の手続きをしましたが、納付書（納入通知書）が届きました。	<p>口座振替手続きを提出した金融機関によっては、口座振替に切り替わるまで最長で2か月かかる場合があります。納付書が届いたということはその月の分は口座振替できなかったということです。届いた納付書でお支払いください。</p> <p>また、放課後児童クラブ利用に当たっては児童クラブに納める「会費」と、市に納める「利用料」の2つがあります。それぞれに口座振替の手続きが必要ですので、漏れや取り違えが無いか確認してください。（「利用料」は、月額500円、1,000円、1,500円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円のいずれかの金額です。これ以外の金額であれば、「会費」の方である可能性が高いです。）</p> <p>なお、紙の口座振替依頼書を金融機関の窓口に出すより、インターネット口座振替受付サービスからの申請の方が早く反映されますので、インターネット口座振替受付サービスのご利用をお勧めします。（「放課後児童クラブ 各種手続きについてのご案内」のページに、リンクを掲載しています。）</p>
3	口座振替の手続きを2回してしまいました。どのようにして取り消せばよいですか。	<p>1名1口座で管理していますので、何度も口座振替依頼の手続きをしてしまったとしても重複して引き落としになることはありませんのでご安心ください。</p> <p>なお、複数回手続きが行われていた場合、最新の手続き内容が反映されます。最新の手続き内容に誤りがあった場合は、再度口座振替依頼の手続きを行ってください。</p>
4	利用料の納付書が届きましたが、コンビニで支払えますか。	コンビニでの納付はできません。金融機関の窓口でのお支払いをお願いします。また、口座振替の依頼手続きがまだお済でない方は、ぜひご依頼をお願いします。
5	納付書に書いてある納期限が過ぎてしまいましたが、どうすればよいですか。	期限が過ぎてしまっている納付書でも1年程度は納付できますので、そのまま納付してください。
6	きょうだいで入会しますが、振替口座の登録は上の子の分だけでよいですか。	入会児童それぞれに登録が必要です。ただし、一度の口座振替依頼の手続きで、2名分の依頼が可能です。
7	納付書を失くしました。振込先を教えてください。	振込用の口座はありません。納付書を再発行して送付しますので、放課後こども育成課（092-711-4662）までお電話ください。
8	利用料の減免が認められたので、利用料は0円です。振替口座の登録はしなくてもよいですか。	減額の理由が無くなった場合や、延長や土曜日の利用を追加した場合等は利用料が発生するので、全員に登録をお願いしております。

福岡市放課後児童クラブ よくあるご質問

9	月の途中で利用区分（延長・土曜日利用の有無）を変更しました。利用料はいくらになりますか。	月の途中で利用時間を変更した場合、その月の利用料は変更前と変更後のどちらか高い方の利用料になります。それぞれの利用区分に応じた料金の日割り計算ではありません。
10	児童クラブにお金を納めたにもかかわらず、督促状／催告書が届きました。	放課後児童クラブの利用に当たっては、市に納める「利用料」と、児童クラブに支払う「会費（※）」の2つがあります。市役所から送付する督促状や催告書は「利用料」についての通知ですので、「会費」との取り違えがないかや、納付忘れがないかご確認ください。 ※児童クラブに現金でお支払いすることがあるのは、「会費」のみです。
11	月の途中で退会した場合、利用料は減額されますか。	減額されません。また、出席しなかった日があったとしても、日割での減額は行いません。
12	就学援助を受給中／申請中ですが、放課後児童クラブの利用料は何か手続きが必要ですか。	就学援助を受給していても、放課後児童クラブに減免の申し込みをしなければ、利用料は減額になりません。就学援助を申請した場合は、忘れずに放課後児童クラブに利用料の減免申請を行ってください。 なお、減免の基準に該当する場合は、各児童クラブにご相談ください。
13	就学援助受給を理由に放課後児童クラブ利用料の減免申請をしていましたが、就学援助の認定結果が否認定でした。（認定されなかった。）どのような手続きが必要ですか。	放課後児童クラブに「変更届（減免申請の取り下げ）」を提出してください。 認定結果が出るまでの間の放課後児童クラブ利用料は減額して請求していますが、減免申請が取り下げられた後、減額していた分の利用料をさかのぼって請求します。 なお、課税額等を元にした就学援助の審査の場合、6月～7月に新たな年度の課税額等を元にした審査の結果、4月にさかのぼって認定されることがありますが（例：3月に令和4年度の市県民税を元に申請した結果 否認定だったが、7月に令和5年度の市県民税を元にした申請を行い、4月分から認定された。）、このように新たな年度分で再審査を受ける予定がある場合は、前年度分で否認定だったからといって放課後児童クラブの減免申請を取り下げないでください。（一度取り下げってしまうと、4月にさかのぼっての放課後児童クラブ利用料減免ができません。）
14	延長と土曜日を申し込んでいましたが、一度も利用しませんでした。利用料は減額されますか。	前の月の20日までに利用区分の変更手続きをしていた場合は、翌月からの利用料が変更できます。延長等の利用を申し込んでいたとき、結果として利用しなかったとしても変更手続きをしていなかった場合、利用料は減額にはなりません。 前の月の20日までに変更手続きが間に合いそうにないときは、可能な限り早く放課後児童クラブに連絡してください。
15	4月にさかのぼって就学援助が認定されました。納付済みの利用料は戻ってきますか。	放課後児童クラブ利用料の減額が始まるのは、放課後児童クラブに減免申請した月の分からです。就学援助が4月にさかのぼって認定されたとしても、4月に放課後児童クラブ利用料の減免申請を行っていない場合、利用料は減額になりません。
16	振替口座の登録は、毎年必要ですか。	前年度に一度でも入会し、口座の登録があれば翌年度（その児童）に限り手続きは不要です。きょうだいであっても、前年度に入会していない場合、または口座の登録がない場合は手続きが必要です。